

令和 3 年 9 月 1 7 日

弁護士 長 澤 哲 也

本日は初回でありながら欠席せざるを得ず、書面でのご挨拶をお許しください。

私は、独占禁止法を専門とする弁護士です。なかでも、優越的地位の濫用や下請法の問題に、半ばライフワークとして取り組んできております。優越的地位の濫用は、取引上の地位を利用して不合理な行為を行うことや、著しく不均衡な取引を行うことを規制するものです。最近では地位の格差に起因する様々な問題への処方箋として、注目を集めるようになっていきます。もっとも、何が不合理で何が不均衡なのかを判断することは容易ではなく、その明確化に向けて弁護士の立場からいろいろ仕事をしてきました。

### 適正な契約関係は文化芸術活動の基盤であること

優越的地位の濫用が独占禁止法で問題とされる本質は、相手方の自由で自主的な判断を阻害して不利益を及ぼすことにあります。各当事者が自由で自主的な判断に基づいて取引できることは、市場において自由な競争が行われるための前提条件であるからです。

プロフェッショナルな文化芸術分野においても、こうした競争原理を前提とした規範の例外となるものではありません。さらに、芸術家の自由や自主性が尊重されることは、文化芸術の礎となるものです。芸術家の自由で自主的な判断を阻害する不当な行為が横行するようになれば、芸術家による独創的なパフォーマンスを期待することはできなくなってしまいうでしょう。

もっとも、多くの芸術家にとって契約条件の交渉といった営業的な活動は、文化芸術活動への集中力を妨げるものであり、できれば避けたいものではないでしょうか。こうした「芸術家気質」は交渉力の弱さをもたらすものですが、さりとて、芸術家に対し「もっと交渉しろ」と求めるだけでは、文化芸術の発展の観点からは本末転倒であるように思われます。適正な契約に向けたサポートが、とりわけ文化芸術分野では必要となるのでしよう。

### 予測可能性の確保が適正契約の基本

芸術家が契約において自由で自主的な判断を妨げられる典型は、依頼時の約束に反して一方的にキャンセルをされたり出演料を減額されたりするなど、予期せぬ不利益を受ける場合です。これらは本来契約違反であり、「同意」があったとしても、それは真の意思に反するものであることが大半です。

このような行為が不当であることは明らかですが、問題は、そもそも依頼時の約束がどのようなものであったのか、明確ではないことが多いことです。契約内容を書面化することは、当事者双方の予測可能性を確保し、芸術家の自由や自主性を確保する重要な手段となります。

### 関係者による自主的な契約適正化を促す仕組みづくりを

ただ、我が国では契約は口頭でも成立するのが基本であり、契約書の作成を法的に義務付けることは容易ではありません。また、業界全体として口頭で物事が進められている場合には、芸術家への依頼だけを書面化することには困難を伴うことでしょう。

そのため、契約を書面化し取引の適正化を図るには、そうすることが各当事者にとって好ましいというインセンティブを、業界全体で生じさせる仕組みを構築することが重要であると考えています。

その上で、どのような内容を盛り込むことが契約書として望ましいか、そのひな形を提示することは、芸術家が文化芸術活動に集中できるようにするためにも意義のあることでしょう。

本検討会議での議論が文化芸術の健全な発展に資することを願っております。微力ながらどうぞよろしくごお願い申し上げます。